

分会情報

J R 東海労大阪第一車両所分会
No.624 2008.12.2
発行責任者 小林 國博
編集責任者 教 宣 部

「組合掲示物不当撤去」最高裁で勝利！！

会社・管理者の不当性が確定される！！

11月25日、最高裁判所は大一両分会が平成7年から闘ってきた組合掲示物不当撤去（地労委C・F）の行政訴訟において会社の上告を棄却する決定を下しました。

本件は、大阪地労委、中労委、東京地裁、東京高裁と次々と私たちが勝利してきましたが、本決定をもって最終的に会社・管理者の不当労働行為が揺るぎない事実として確定し、その不当性が白日の下に明らかになりました。当然のこととして私たちの勝利で終結したのです。

本件の原点である地労委Cは、会社・管理者が大一両分会組合員に対して『アメとムチ』という姑息な手段を用いて、やり得とばかりに脱退懲慥を繰り返してきたため、大一両分会が立ち上がったものでした。

当時分会は、脱退懲慥の事実が判明する度に情報・掲示等で会社・管理者の不当性を暴き出し、具体的に明らかにしてきました。掲示等で暴露されることを恐怖した会社・管理者は、協約違反と言うだけで具体的には撤去理由をただの一つも明らかにできないにもかかわらず一方的に掲示物の不当撤去を繰り返しました。そのため大一両分会が鳥飼初、関西で3番目の自前方式（代理人を組合員が担う）で会社の不当性を社会的に明らかにするために取り組んだ地労委闘争でした。

平成10年大一両分会は、地労委Cにおいて素人の代理人が会社側のプロの代理人（弁護士）と渡り合って勝利命令を勝ち取るという快挙を成し遂げたのです。その後、会社は上告を繰り返してあがいたのですが、私たちがそのたびに勝利してきたのです。

現在では、当初から闘いを担ってきた人たちや支えてきた人たちは大一両には少なくなりました。また、会社の不当な行為を行った管理者もほとんどいません。しかし、私たちが取り組んだ地労委は、その後の地労委に大きな影響を与え、礎になりました。そのことに自信と確信を持って今後も不当なことは不当とあらゆる場を活用して闘っていきましょう。

最後に、地労委を中心的に取り組んだ一人であった故村下元書記長と共に分会全組合員で勝利の喜びを分かち合いましょう。また、この長い闘争中様々な面で支えてくださった全ての皆さんにお礼を申し上げます。